成安造形大学同窓会会則

平成9年3月20日制定

- 第1条 本会は、「成安造形大学同窓会」かいつぶりと称し、本部は、成安造形大学(滋賀県大津市仰木の里東四丁目3番1号)に置く。
- 第2条 本会は、会員相互の親睦と情報交換を図るとともに、母校の発展に寄与する。
- 第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業をおこなう。
 - (1) 会員相互の連絡親睦を図るための事業
 - (2) 会報の発行並びに、会員名簿の整備
 - (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業
- 第4条 本会は、次の会員をもって構成する。
 - (1) 正会員 成安造形大学卒業生
 - (2) 特別会員 役員が認めた者
 - (3) 名誉会員 役員が特に認めた者
 - (4) 教職員会員 成安造形大学教職員
- 第5条 本会には、次の役員を置く。
 - (1)会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3)委員 若干名
 - (4) 監事 $2 \sim 3$ 名
- 2 役員は、総会において正会員の中から選任し、委員は必要に応じて置くこととし任期は 2年とする。
- 第6条 役員の任務は次のとおりとする。
 - (1)会長は、会務を総括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に支障のあるときは会長を代理する。
 - (3) 委員は、本会事業の運営にあたる。
 - (4) 監事は、会計を監査する。
- 第7条 本会の事業を効果的に運営するために委員と大学側若干名をもって運営員会を組織

する。

- 第8条 会員は、年1回以上総会を開き、事業計画ならびに事業報告、予算決算その他の重要事項を審議する。ただし、役員会をもって総会に代えることができる。
- 2 役員会は必要に応じ、本会事業に関する諸般の事項を審議する
- 第9条 本会の経費は、次のものをもってあてる。
 - (1) 終身会費(正会員) 20,000円
- 第10条 会費の徴収は、卒業年次に一括納入するものとする。ただし、退学、休学、留年が生じた場合は、会費を返還する。

附則

この会則は、平成9年3月20日から施行する。

附則

この会則は、平成11年5月29日から改正施行する。

附則

この会則は、平成17年6月12日から改正施行する。但し、平成17年前期卒業生については旧会則によるものとする。

附則

この会則は、平成23年7月3日から改正施行する。

附則

この会則は、平成24年2月19日から改正施行する。